

包括外部監査の結果に基づく措置等の状況通知<平成24年度包括外部監査の結果報告書(下水道事業に関する財務事務の執行)>

「措置等の状況」／平成28年2月29日現在

【A 措置済／実施済】再発防止策等を講じたもの	10件
【B 措置済／決定済】再発防止策等を講ずることを決定したもの	11件
【D 未措置／未実施決定済】再発防止策等を講じないと決定したもの	3件

回答基準日:平成25年2月28日現在(ただし、黄色のセルは平成26年2月28日、青色のセルは平成27年2月28日、薄紫色のセルは平成28年2月29日)

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
1	上下水道局	総務課	39 頁	意見	工事契約の入札に使用する書類の不備	工事契約についての入札関係の書類を閲覧したところ、指名競争入札でないにもかかわらず、指名業者等選定書が作成されているものが発見されました。 書類の意味が明確になるように、作成する書類は適切な名称にすることが望れます。	契約システムの改修が必要となるため、現在は手書きで修正し対応している。	B：措置済／決定済	一般競争入札（総合評価方式含む。）に対応したフォーマットに修正するため、契約システムのソフトメーカーと協議をしており、早期にシステム改修を実施することを決定した。	
2	上下水道局	総務課	39 頁	指摘	工事契約台帳の記載誤り	案件の受付から契約までの契約事務を管理するために使用している工事契約台帳と契約関係書類の整合性を確認したところ、工事契約台帳への登録誤りが発見されました。 台帳への入力後、別の者が入力チェックを実施するといった措置を講ずることが望れます。	工事契約台帳の誤っている箇所については修正済み	A：措置済／実施済	契約担当と技術担当各々で作成・管理していた工事契約台帳を、平成24年7月から、当初契約から検査まで一連で管理するよう一つにまとめており、契約担当者と検査担当者の2重のチェックを行うようにしている。	
3	上下水道局	下水道建設課	40 頁	指摘	予算執行伺書の日付記載漏れ	予算執行伺書に日付の記載がないものが発見されました。 予算執行の決定の際に必要となる情報については、漏れなく記載する必要があります。	指摘の通知を受けたときに、日付を記載した。	A：措置済／実施済	指摘の通知を受けたときから、決裁後の記入を徹底した。あわせて、支出負担行為や支払の決裁時などには未記入箇所がないか確認している。	
4	上下水道局	下水道施設課	40 頁	指摘	予算執行伺書の日付記載漏れ	予算執行伺書に日付の記載がないものが発見されました。 予算執行の決定の際に必要となる情報については、漏れなく記載する必要があります。	指摘の通知を受けたときに、日付を記載した。	A：措置済／実施済	指摘の通知を受けたときから、決裁後の記入を徹底した。あわせて、支出負担行為や支払の決裁時などに、未記入箇所がないか確認している。	
5	上下水道局	下水道建設課	44 頁	意見	入札額と予定価格の乖離について	「特定環境保全公共下水道事業管渠設計業務委託」について、入札結果を確認したところ、3社が失格しており、入札参加者の半数が低入札価格以下で入札を実施していました。 豊田市では、国や県が公表している客観的な数値を用い、第三者から検証しやすい予定価格の算定を行っていますが、その予定価格と入札価格が恒常に乖離している現状に鑑みると、標準歩掛の算定の前提となっているサービスの水準と、業者が想定しているサービスの水準が異なる可能性があるため、品質確保の条件を明確化する等の対応が望れます。	見積依頼時の資料に特記仕様書を添付しており、設計内容について第三者が検証しやすくしている。また、特記仕様書で発注者が求める水準について条件等を明確にしており、業者が想定している水準との違いはないと考えている。	D：未措置／未実施決定済	今後も注意深く業務委託の内容を検証していく。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
6	建設部	河川課	44 頁	意見	委託契約金額の検証未実施について	「梅坪ポンプ場耐震・更新工事委託」に係る随意契約の委託料（5年間の予算30億7千万円）について、数値を用いた委託料の検証は行われていませんでした。 提示された委託料について、積算時の根拠資料（見積書等）の入手を依頼し、過去の事例を参考にするなどして、検証可能な箇所については検証を行い、事前に費用の試算を行った上で手続を進めるとともに、実施後に業務内容の確認を行うことが望れます。	平成17～18年度の実施設計の段階から豊田市も加わり設計協議を数回行い、また正当な手続による見積からなる下水道事業団独自単価や使用積算資料が下水道用設計標準歩掛(国土交通省)であるという設計業務等の内容確認を行っており、それが工事費用に反映し業務内容及び費用に関して妥当であると判断している。	B：措置済／決定済	平成25年度から、基本協定(案)及び年度実施協定(案)がまとまった時点で豊田市が下水道事業団を訪問し、立会いを求め、協定内容や内訳書の内容について使用積算資料・単価見積等を確認後、協定(案)に報告書を添付し決裁することを、平成25年2月28日に決定した。 ・設計委託時から設計協議等に参加し、設計内容に関与する。 ・基本協定時には設計委託時の概算金額についての内容を直接下水道事業団へ行き確認する。 ・実施協定時には工事内訳書について直接下水道事業団へ行き確認する。	
7	建設部	河川課	46 頁	意見	工事延期理由の報告遅延について	「梅坪ポンプ場耐震・更新工事委託」については、平成23年度の工事で2回の工事遅延がありましたが、遅延の報告は平成24年3月30日完成期限のものが平成24年3月19日、平成24年3月19日完成期限のものが平成24年3月14日であり、遅延の報告及び工期延長が豊田市側で承認されたのは、工事完成期限間近でした。さらに、それらの工事についての先方との定例会議の議事録、報告資料には、遅延に係る記載はありませんでした。 工事の進捗状況に遅延が生じた場合には、委託者として定期的に報告を受けるとともに、発生の原因を話し合い、遅延が頻繁に発生する場合は当初契約時に無理な完成期限を設定していないか等、再考する必要があります。	社会資本整備総合交付金における交付金の内定通知後に下水道事業団と協定を締結し、その後事業団が工事を発注するという事前の手續があり、低入札となつたため計画出来高を満たすため遅延となつた。市としても工事の進捗管理は重要と考えており、事前に報告を受けていたものの文書又は協議書等記録として残っていなかった。	B：措置済／決定済	平成25年度から、工事内容や期間の変更により実施協定の内容に変更が生じる場合、その都度、工事打合簿による変更協議を提出してもらい決裁を行うことを平成25年2月28日に決定した。 ・工事期間等については、毎月行う定例会議において進捗状況の報告を義務付け記録に残す。 ・計画から遅れ、実施協定内容に変更が生じるおそれのある場合には、下水道事業団に確認後、工事打合簿により協議を行う。	
8	上下水道局	下水道施設課	53 頁	意見	プロポーザル方式(公募型)による委託先選定時の企業間競争が行われていないことについて	「汚水処理施設包括的維持管理業務委託」（5年間の委託料 16億5千万円）の委託先の選定方法はプロポーザル方式(公募型)であり、本来資格要件を満たす者であれば、誰でも参加できる制度であるにもかかわらず、参加業者がH・E共同事業体の1者になっていました。当共同事業体は、従来別々に豊田市から業務の委託を受けていましたが、今回の契約の受注に当たり、共同事業体を設立しています。そのため、実質的には包括的維持管理業務の導入前後で委託を行う民間業者に変更はありませんでした。 次回の公募時には選択肢が広がるよう他市の同規模の事例等を参考に、資格要件、委託仕様について特定の業者のみが応募できるようになっていないか、募集要件を見直し、プロポーザル実施時の競争性向上を図っていくことが求められます。	次回の募集時には参加資格要件について実績は問わず、参加募集期間を1ヶ月程度とし、維持管理業界への情報提供を積極的に行い、平成27年10月下旬汚水処理施設維持管理業務委託の募集を開始し、平成28年1月プロポーザルを実施します。	B：措置済／決定済	次回の契約から、プロポーザル実施時の競争性向上を図っていく。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
9	上下水道局	下水道施設課	53 頁	意見	包括的維持管理業務委託を実施した企業の業務に対する事後評価の未実施について	「汚水処理施設包括的維持管理業務委託」をした民間業者に対して支払っている委託料の多寡について評価が行われていませんでした。委託料の定期的な検証は、豊田市が提供する下水道事業のコスト面、サービスの質のいずれにも寄与するため、積極的に行うことが望れます。	平成25年5月に「平成24年度包括的維持管理業務委託」の事業評価を実施した。(総括評価・排水要求水準の未達成・包括修繕・災害時対応・精算・成果・課題)	A：措置済／実施済	毎年度の事業評価を実施する。その結果を、次期包括維持管理業務委託に反映させる。	
10	上下水道局	経営管理課	60 頁	意見	勘定科目表における「たな卸資産」勘定の設定について	豊田市水道事業及び下水道事業会計規程（以下「会計規程」という。）別表第2の下水道事業勘定科目表では、「たな卸資産」の科目設定がなされていません。下水道事業は、平成23年度から地方公営企業法を適用し、特別会計から企業会計へ移行しており、移行時点において包括的維持管理業務委託を行っているため、主たるたな卸資産が実際に存在しない状況でした。しかしながら、現在でもマンホール蓋を保有していることや、将来、下水道事業で薬品や管渠修繕用の材料を購入し、重要なたな卸資産が発生することとなった場合に、勘定科目表に設定がないことで全額購入時費用処理されるおそれもあるため、会計規程においてたな卸資産として計上すべき内容を定義しておくことが望れます。	平成26年度から実施される会計制度の見直しに合わせて、豊田市水道事業及び下水道事業会計規程にたな卸資産として管理する資産の定義を記載し、勘定科目表にも「たな卸資産」勘定の設定を行うことを平成24年12月に決定した。	B：措置済／決定済	平成25年度中に、豊田市水道事業及び下水道事業会計規程にたな卸資産として管理する資産の定義を記載し、勘定科目表にも「たな卸資産」勘定の設定を行うことを平成24年12月に決定した。	
11	上下水道局	経営管理課	61 頁	意見	たな卸資産の未計上	マンホール蓋は金額的重要性が低いものとして、たな卸資産として計上せず、購入時に費用処理しています。平成23年度末在高は322千円ですが、購入直後等は、2,000千円程度の残高となることもあります。また、移動可能であり、かつ、転売対象となり得る資産であることから、盗難のリスクが比較的高い資産であるため、受払簿による在高の記録に加え、金額ベースでの程度のたな卸資産を保有しているか把握するためにも残高を決算書に反映することが望れます。	下水道事業が管理するマンホール蓋は、長期間（1年以上）にわたって保管することはなく、また、保有枚数も少ないとからたな卸資産の管理は行っていない。今後は、豊田市水道事業及び下水道事業会計規程にたな卸資産として管理する資産の定義を明確にし、該当する資産となる場合は、貯蔵品としての残高を決算書に反映していく。	B：措置済／決定済	豊田市水道事業及び下水道事業会計規程にたな卸資産として管理する資産の定義を明確にし、該当する資産となる場合は、貯蔵品としての残高を決算書に反映していくことを平成24年12月に決定した。	
12	上下水道局	経営管理課	65 頁	指摘	工具器具及び備品に関する金額基準の不整合について	会計規程別表第2の下水道事業勘定科目表においては、工具器具及び備品の説明は「取得価額が20万円以上のもの」とされていますが、平成23年12月に実施された保管備品の点検照合の際に配布された保管備品の点検要領では、金額基準について「20万円超」のものを有形固定資産としていました。点検要領は会計規程に基づき作成されるものですので、規程と要領の間でルールを統一することが必要です。	平成24年12月の保管備品の点検照合は、有形固定資産の金額基準を「20万円以上」に修正した保管備品の検査要領を配布し、実施した。	A：措置済／実施済	事務要領などを作成する際には、関係する条例や規程等の確認を複数の職員で行う。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
13	上下水道局	経営管理課	65 頁	意見	「備品」の定義の明確化について	「備品」の定義が会計規程及び物品管理規則の間で曖昧で誤解や混同が生じるおそれがあります。そこで、一般会計と企業会計における物品や備品の定義の違いや、備品の範囲、例えば、会計規程第57条第2項で定める備品を「消耗備品」とし、有形固定資産に計上されるものを「備品」とするなど、範囲を明確にするガイダンスの設定が望れます。	「備品」の名称について、「消耗備品」を検討したが「消耗品」との混乱を招くおそれが考えられた。そのほかの名称でも、「備品」の定義を明瞭に表すことは難しいので、名称としては「備品」のままする。	B：措置済／決定済	今後、たな卸資産又は有形固定資産以外の物品の管理方法を定める「豊田市上下水道局備品管理事務要領」を作成し、備品の範囲も明確にしていくことを平成24年12月に決定した。	
14	上下水道局	経営管理課	69 頁	意見	固定資産の管理方法について	各施設で管理されている固定資産のうち、有形固定資産として計上されている機械装置等のその他の固定資産については管理シールが貼付されておらず、固定資産台帳の番号と関連付けた管理がされていませんでした。 固定資産は金額的にも重要な資産であることから、適切な資産管理を行うため、機械装置など機番により資産の特定ができるものは固定資産台帳に機番を登録したり、固定資産台帳の番号を記載した管理シールを対象固定資産に貼付するなどして、固定資産台帳に記載された資産と現物との関連を明確にした状態で管理することが望れます。 また、稼働中の施設については、豊田市の資産と、包括的維持管理業務の委託先が保有する資産が混在しているため、市の資産であることを明確にするためにも、固定資産に管理シールを貼付することが望れます。	処理場やポンプ場では、日常、目に見えない場所にある設備も多く存在するので、固定資産管理している資産に管理シールを添付することは容易にできない。 固定資産管理している機器については、設備台帳システムを使用して機器管理を行つており、機番などの管理情報は設備台帳に登録して現物との関連付けをしている。引き続きこの管理方法を実施していく。市が保有している20万円未満の備品については、市の備品シールの貼付を徹底していく。	D：未措置／未実施決定済		下水道施設課
15	上下水道局	下水道施設課	81 頁	意見	事業費に関する計画と実績の差異内容の検証について	下水道事業には、巨額の事業費が投入されています。下水道の整備に関しては、国土交通省も今後の在り方を模索したり、事業者の側でも工法・材質等の見直しを行うなどしております、その結果、事業の方法、事業内容についても少なからず影響を受ける場合があります。したがって、定期的に計画と実績の差異の内容を確認するとともに、必要に応じて、計画を補正することが望れます。	「下水道総合地震対策計画」の事業費の見直しについては、平成25年8月に国土交通省へ計画変更の手続きを行った。また、「下水管路長寿命化計画」についても平成25年度に計画の見直しを実施したため、平成26年度に国土交通省に提出する予定	A：措置済／実施済	「下水道総合地震対策計画」及び「下水管路長寿命化計画」について、基本的には5年ごとに見直しを実施することとなっていが、国等の動向及び社会情勢を見ながら、必要に応じて事業費等の見直しを実施していく。	
16	上下水道局	下水道施設課	84 頁	意見	長期的計画の必要性について	豊田市においても将来的には極めて多額の老朽化対策事業費が必要となってくることが予測されます。 豊田市ではこれら公共汚水管の老朽化対策については、現時点では平成39年度以降工事開始とされているほかに具体的な計画は策定されていません。しかしながら、その金額的影響の大きさから、長期的な視点から負担の平準化を図る必要があります。また、適切なタイミングで長寿命化工事を実施することによりライフサイクルコストの縮減が期待されることからも、長期的な視点からの計画が必要であり、老朽化対策に係る長期的計画の策定を進めることができます。	平成27年度から豊田市全域における下水管路施設の「ストックマネジメント実施計画策定業務」に着手しているが、平成27年度には、下水管路施設（污水）の今後の点検・調査方針や中長期的な改築・修繕事業量の推計等の確認を行った。平成28年度には、河川課で実施している雨水管路の長寿命化計画等も含めて、豊田市全域における下水管路施設の「ストックマネジメント実施計画」の統合作業を行っていく。	B：措置済／決定済	平成28年度に豊田市全域における下水管路施設のストックマネジメント実施計画の統合・策定を行い、平成29年度からは、「豊田市全域のストックマネジメント実施計画」に基づいて適切な下水管路施設の維持管理を実施し、今後も必要に応じて業務の見直し等を適宜実施していくことを決定した。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
17	上下水道局	下水道建設課	96 頁	意見	受益者負担金の執行停止の要否の検討	豊田市水道事業及び下水道事業会計規程第22条(不納欠損)では下水道受益者負担金に係る債権は不納欠損の対象外となっており、現状では、受益者負担金に関しては執行停止すべき案件の有無についての詳細な調査は行われていませんでした。 受益者負担金は下水道使用料と同じく、強制徴収公債権であり、執行停止の要否についての検討を行うことが望れます。	相続放棄や破産等債権の回収が見込めない事例も存在するため、執行停止の実施に向けて「下水道事業受益者負担金の滞納処分執行停止取扱基準」を平成27年3月2日に作成した。	B：措置済／決定済	下水道事業受益者負担金の滞納処分執行停止取扱基準に基づいて、平成27年度以降実施する。	
18	上下水道局	経営管理課	106 頁	意見	汚水処理原価の目標値の設定と実績との差異要因の検討	決算統計上使用される「繰入基準額算定表」では、繰入額の算定に当たり、汚水処理原価の目標としては汚水処理原価のうち経営の効率化等により削減できる目標値を、使用料単価の目標としては本来あるべき「適正な使用料（目標値）」を使用するものとしていますが、豊田市では、現行の単価を使用しています。豊田市における地方公営企業法の適用は平成23年度に始まったばかりですが、今後、経営の効率化、適正な使用料の設定の観点から、目標値を設定し、実績との差異の発生要因について検討する仕組みを構築することが望れます。	決算統計上の「分流式下水道等に要する経費の繰入基準額算定表」での目標値の設定は、愛知県からの指示で「決算数値において使用料で賄えていない資本費は、分流式下水道等に要する経費とするように」とあり、現行の単価を使用しなければならないので、これを見直すことはできない。 ただし、決算統計上の数値とは別に、汚水処理原価や使用料単価の目標値を定め、決算数値と検証していく。	D：未措置／未実施決定済		
19	上下水道局	経営管理課	106 頁	意見	繰出基準の適時更新	豊田市下水道事業会計繰出基準（案）では資本的収入・出資金の総務省基準項目として「雨水処理に要する経費」の基準項目への設定漏れがあったことから、雨水処理に要する経費が決算統計では「雨水処理に要する経費」として処理されていたものの、当初の監査資料では『市基準』の金額として整理されていました。 豊田市下水道事業会計繰出基準（案）の注書きには「表に記載されていない場合でも総務省基準が存在すれば適用する。」とあり、繰出基準の項目別認識としては、総務省基準第10-1雨水処理に要する経費として整理することが適切であったと考えます。 基準を援用する場合、年度ごとに基準の見直しを行った上で必要な更新を行い、担当者の認識を共通にしておくことが望れます。	平成24年10月、平成25年度の当初予算編成で、一般会計出資金などの説明資料として使用した「豊田市下水道事業会計繰出基準」に総務省基準第10-1雨水処理に要する経費を追加した。	A：措置済／実施済	基準を援用する場合、年度ごとに基準の見直しを行い、必要な更新を行っていく。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
20	上下水道局	経営管理課	120 頁	意見	繰入水準の検討と市民への情報公開	事業者も市民も納得ができる使用料の設定のためには、費用面について、効率的な運営を推進するための目標を設定し、適時・適切な管理を進めるとともに、収入面については、他の自治体の状況、水道料金等とのバランス等も踏まえていろいろな条件でのシミュレーションを行った上で使用料を決定するとともに、市民に対して適時、情報公開を行うことが重要です。 また、中長期的には中核市平均、総務省が目安としている使用料の水準をも見据えた、計画的かつ効率的な事業運営のための経営計画を策定し、運用していくことが重要であると考えます。	平成28年度に予定している下水道使用料改定の検討の際には、下水道使用料と繰入金(市税)の負担割合を明確にするとともに、企業会計方式での決算数値の分析を積み重ね、他の自治体の動向も検証して経営計画の策定を行っていく。ただし、使用料の水準を急激に引き上げることは、使用者への負担が大きいことから中長期的な視点で、段階的に目標を持って、繰入金との負担割合を検討する。 情報公開については、現在、決算状況などをホームページ掲載しているが、情報提供が不十分であることは否めないので、収支計画やそれに対する決算数値の検証などより充実した情報公開を実施していく。	B：措置済／決定済	平成28年度に予定している下水道使用料改定の検討の際には、下水道使用料と繰入金(市税)の負担割合を明確にするとともに、企業会計方式での決算数値の分析を積み重ね、他の自治体の動向も検証して経営計画の策定を行っていく。ただし、使用料の水準を急激に引き上げることは、使用者への負担が大きいことから中長期的な視点で、段階的に目標を持って、繰入金との負担割合を検討する。 情報公開については、現在、決算状況などをホームページ掲載しているが、情報提供が不十分であることは否めないので、収支計画やそれに対する決算数値の検証などより充実した情報公開を実施していく。	
21	上下水道局	下水道施設課	127 頁	意見	確認履歴の明確化	年に一度実施される設備台帳システムと保有資産の現物の状況との確認においては、確認を実施したことが明らかになるように履歴を残すことが望まれます。	平成25年8月に設備台帳マニュアルを作成し、業務手順を明確にすることにより、入力担当者名、期日、修繕日、修繕内容及び施工業者名の履歴を残すこととした。	A：措置済／実施済	平成25年8月に設備台帳マニュアルを作成し、業務手順を明確にすることにより、入力担当者名、期日、修繕日、修繕内容及び施工業者名の履歴を残すこととした。	
22	上下水道局	下水道施設課	134 頁	意見	確実な方向性の決定	汚水ポンプ施設設置補助金制度に関して、平成20年度から検討を実施しているがらも、未だ結論が出ておらず問題の解決が先延ばしにされているように感じられます。年限を区切るなどして、確実な問題解決を進めることができます。	検討を重ね、平成26年9月に低宅地家屋への助成制度は自然流下で接続できる家屋との公平性を保つために必要であり、本補助制度を継続していくとの方針を決定した。	A：措置済／実施済	方針決定を受け、平成26年9月25日付け文書により平成29年度末まで委託・給付事務効率化委員会の承認を得た。決定した方針に基づき、事務手続きを行う。	
23	上下水道局	下水道施設課	138 頁	意見	業務手順の規程等による明確化	平成16年度の包括外部監査における台帳整備関係の指摘のうち、日々の業務で実施されている手続が規程やマニュアル等で明確にされていないものがありました。台帳整備に関する業務手順について、規程やマニュアル等により明確にすることが望されます。	平成25年8月に「設備台帳システム入力手順マニュアル」を作成し、業務手順を明確にした。	A：措置済／実施済	平成25年8月に「設備台帳システム入力手順マニュアル」を作成し、業務手順を明確にした。	経営管理課
24	上下水道局	経営管理課	166 頁	意見	総合的な経営計画の策定について	現在の豊田市の経営計画は、事業計画と財政收支計画にとどまっています。豊田市においても、使用料収入決定に当たっての基礎となる資本費繰入率の考え方、総合的な検討を踏まえた一般会計からの基準外繰出基準の見直しの考え方などを含め、企業経営を推進する上での根幹となる経営計画を策定し、事業区分別の経営の指針とともに、現状・展望の開示を進め、住民の理解と協力の下に経営を進めるための体制を充実させることが求められます。	費用面では、建設事業計画や改築更新計画、適正な維持管理計画を策定し、収入面では、下水道使用料と繰入金(市税)の負担割合を明確にするとともに、段階的な使用料の値上げも考慮した中長期の経営計画を策定していくことを検討する。 また、市民に理解を得た経営計画としていくため、市民に対して下水道事業の各種情報提供の充実を図っていく。	B：措置済／決定済	費用面では、建設事業計画や改築更新計画、適正な維持管理計画を策定し、収入面では、下水道使用料と繰入金(市税)の負担割合を明確にするとともに、段階的な使用料の値上げも考慮した中長期の経営計画を策定していくことを検討する。 また、市民に理解を得た経営計画としていくため、市民に対して下水道事業の各種情報提供の充実を図っていく。	